(6)　夜間50対1急性期看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(7)　夜間100対1急性期看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8)　夜間看護体制加算の施設基準

イ　夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

ロ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

七の四　看護職員夜間配置加算の施設基準

(1)　看護職員夜間12対1配置加算1の施設基準

イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十二又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

ロ　急性期医療を担う病院であること。

ハ　急性期一般入院基本料又は特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）若しくは専門病院入院基本料の七対一入院基本料若しくは十対一入院基本料を算定する病棟であること。

ニ　急性期一般入院料7を算定する病棟又は十対一入院基本料を算定する病棟にあっては、次のいずれかに該当すること。

①　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を〇・七割以上入院させる病棟であること。

②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を〇・六割以上入院させる病棟であること。

ホ　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ヘ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(2)　看護職員夜間12対1配置加算2の施設基準

(1)のイからホまでを満たすものであること。

(3)　看護職員夜間16対1配置加算1の施設基準

イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

ロ　(1)のロからヘまでを満たすものであること。

(4)　看護職員夜間16対1配置加算2の施設基準

イ　(1)のロ及びホ並びに(3)のイを満たすものであること。

ロ　急性期一般入院料2から6までのいずれかを算定する病棟であること。

七の五　乳幼児加算・幼児加算の注1及び注2に規定する基準

当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

八　難病患者等入院診療加算に規定する疾患及び状態

別表第六に掲げる疾患及び状態

九　特殊疾患入院施設管理加算の施設基準

(1)　重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等をおおむね七割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所（一般病床に限る。以下この号において同じ。）であること。

(2)　当該病棟又は当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は当該有床診療所の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は当該有床診療所における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

(3)　当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該有床診療所の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該有床診療所における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

(4)　当該有床診療所において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

十　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の対象患者の状態等

(1)　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1及び注2に規定する基準

当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(2)　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態

イ　介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等特別の医学的管理が必要な状態が六月以上又は新生児期から継続している状態であること。

ロ　超重症児（者）の判定基準による判定スコアが二十五点以上であること。

(3)　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態

イ　超重症の状態に準ずる状態であること。

ロ　超重症児（者）の判定基準による判定スコアが十点以上であること。

十一　削除

十二　看護配置加算の施設基準

(1)　地域一般入院料3、障害者施設等入院基本料の十五対一入院基本料又は結核病棟入院基本料若しくは精神病棟入院基本料の十五対一入院基本料、十八対一入院基本料若しくは二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

(2)　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

十三　看護補助加算の施設基準

(1)　看護補助加算1の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。